

〔コラム〕

デジタル社会が問いかける法の役割

八太菜々子(東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻・修士課程1年)

本稿は、「デジタル・アーキテクチャ」という概念が、従来の法制度や法律の在り方にどのような変革を迫っているかについて、アカデミックな視点とプラクティカルな視点の両面から見ていこうとするものである。現在筆者は、本学法学政治学研究科で法社会学を専攻する一方で、デジタル技術等を活用した地域課題解決事業にも携わっている(研究的側面から見れば、「参与観察」と言えるかもしれない)。上述の論点は、本共同調査研究の中心的な論点の一つでもあり、一法学徒である筆者が何か新たな法律学上の新たな知見を加えることはできないが、学問と現場の視点を兼ね備えた立場から本共同調査研究で得られた議論に対して一定の考察を行うことはできるかもしれない。本稿では、そのような意識のもと、今年度の共同調査研究への参加を通じて得られた気づきを整理してみたい。

1. デジタル・アーキテクチャが法に迫るもの

本学法学政治学研究科と DADC により発足した共同調査研究「デジタル・アーキテクチャと法」は、今年で最終年度を迎える。本年の取り組みでは、昨年度に引き続きガバナンス、データ連携・利活用、契約決済・事故紛争の3つのテーマに分かれた分科会の開催を活動の中心に据えつつ、3年にわたる調査研究の成果を体系的に公表するための準備が進められた。筆者は、本年度よりリサーチアシスタントとして本共同調査研究に参加し、契約決済・事故紛争分科会(以下、「当該分科会」とする)の議事録作成を担当している。

当該分科会は計2回行われ、1回目は商法を専門とする後藤元教授(東京大学)より自動運転車による事故と法的責任の在り方に関する報告が、2回目は民事訴訟法を専門とする垣内秀介教授(東京大学)より紛争解決の観点からみたデジタル・アーキテクチャの課題をテーマとする報告がそれぞれなされた。これらの報告を拝聴する中で、筆者が強く感じたのは、「デジタル化に伴う社会変動が法律学及び法律家に求めているのは、従来のような法解釈を通じた問題解決ではなく、法制度そのものの在り方を見直すことではないか」という点である。

この点は、これまでの本共同調査研究の活動のなかで、折に触れて言及されてきたことでもある。初年度に開催されたシンポジウムでは、加毛明教授(東京大学)がデジタル・アーキテクチャの登場が個別の法概念・法制度の見直しを超えて、法の在り方自体を根本的に見直す契機となりうる可能性を指摘された。また、今年度の契約決済・事故紛争分科会における垣内教授の報告では、「紛争解決とデジタル・アーキテクチャの抱える課題は、究極的には法律学・法律家の役割に関する問題提起に帰結する」という言葉が報告の締めとして述べられていたが、これはきわめて示唆的であった。

上述の問題意識は、次の2つに整理することができる。第一に、従来の法制度・法システムの限界である。デジタル技術の浸透により社会の加速化・複雑化が進むなかで、従来の立法システム、縦割りの規制枠組み、行政主体のガバナンス体制では、変化の目まぐるしい状況に柔軟に対応することが困難となっている。このような背景を受け、近年ではソフトローやアジャイル・ガバナンスといった領域の議論が活発化しているが、これらの議論は、法が他の秩序メカニズムと相対化されるなかで、まさに「法とは何か」「法に求められる役割は何か」といった法の本質や必要性に関する根源的な問いを突きつけるものである。第二に、法制度・法律家に対する技術の代替性である。生成 AI は、人間を遥かに超越する情報量処理能力と推論力を有しており、スマートコントラクトは、事前に規定されたプログラムに基づき契約の自動的処理を可能とする。このような技術は、従来

法が担ってきた機能を容易に代替する可能性を持つものであり、一部の法令の必要性や法制度の運用過程における人間の関与の意義そのものを問うだろう。

以上の 2 つの問題意識は、契約決済・事故紛争分科会における 2 つの報告が、前者は、自動運転車という個別具体的な技術・状況を前提としてデジタル・アーキテクチャと法の相互作用を検討する内容であったのに対し、後者は、紛争解決という法的な仕組みそのものに対してデジタル・アーキテクチャが及ぼすインパクトを検討するものであったことにも反映されているように思われる。本稿では紙幅の制約もあるため、さしあたり筆者の主要な関心領域である前者の課題—すなわち、他の秩序メカニズムとの対比における法の意義と役割に焦点を絞り、検討を進めることとしたい。

2. 法社会学的観点から得られる示唆

法社会学においては、伝統的に法と社会規範の相互作用が主要な研究対象とされてきた。例えば、エールリッヒの「生ける法」の概念は、国家によって制定・執行される法のみならず、社会生活の場において人々が日常的に遵守している社会規範に着目し、これら社会規範と国家法の対置構造を通じて、国家法の効力や意義について示唆を得ようとするものであった。一方、社会システム理論を基点とするルーマンの理論は、法をオートポイエーシス的に機能するシステムとして捉えた。彼によれば、法は政治、経済、教育といった社会の他のサブシステムと構造的に連結しつつも、独自のコミュニケーションを通じて自律的な自己言及性を保ちながら再生産される。ルーマンは、こうした視点によって、法がいかに外部環境からの刺激を取り入れ、独自のコード(合法／違法)に基づいて応答するかを論じている。

近年では、コットレルのグローバル・リーガルプルーラリズムが、現代社会における法と多元的な秩序形成メカニズムの相互作用を議論の中心に据えている。コットレルによれば、もはや現代においては、エールリッヒが指摘するような「国家法」対「生ける法」の二元対立構造は存在し得ない。代わりに存在するのは、文化多元性を背景としたさまざまな共同体関係が複雑に結合して生み出される「共同体ネットワーク」であり、法はその中に存在し、また生成される。コットレルは、このような共同体ネットワーク間の相互作用(衝突)を観察することの重要性を説いている。

このような法の相対化に関する考察は、最近のソフトローやアジャイル・ガバナンスの台頭と共鳴する。つまり、法が他の秩序メカニズムと相対化される状況が進行するなかで「法とは何か」「法の存在意義はどこにあるのか」という根元的な問いがあらためて浮上しているのである。上述のような先行研究は、国家法と他の社会規範の相互作用を検討する際の重要な視点を提供するだけでなく、デジタルとリアルが高度に融合した社会の到来を前に、法の意義を再検討するための学問的な示唆を与えてくれる。

3. 複雑化するガバナンス状況と法への期待

実際に地域でデジタル技術の導入に携わる現場の視点から見ても、秩序メカニズムの複雑化は観察することができる。地方においてデジタル技術を活用した取り組みを進めようとする場合、地域内だけで完結させることは難しく、大抵の場合元となるアイデアや技術は地域の「外」から持ち込まれる。また、事業の採算性確保を考慮すると、マーケットの対象も国内外を含む地域「外」へと向けざるを得ない。このことは、デジタル技術の実装が単に技術を導入することにとどまらず、技術提供者やサービス利用者等の外部からのアクターを地域社会に関与させ、既存の慣習や規範に多様な価値観や産業の論理が加わるかたちで複雑な相互作用を生じさせることを示している。この状況は、コットレルが指摘する「共同体ネットワーク間の相互作用」を想起させるものである。

実際、既存住民と移住者間のトラブル、外部からの新規参入者に対する既存事業者(既得権益者)の反発、さらには外国人観光客のマナー問題といった話はよく耳にするものである。ここで強調したいのは、少子高齢化や人口減少に伴い、伝統的に地域で共有されてきた社会規範が弱体化しているという指摘がある一方で、一部の人々の間では依然としてその規範意識が根強く残っており、地方においてはしばしばそれが非常に強い力を発揮することがあるということである。このことは、変化の過程にある地域社会の秩序メカニズムをより複雑化させる一因になっているようにも思われる。

このような混沌とした状況下において法の役割を考える場合、まずは多様なアクター間にどのような相互作用が生じているのか、そしてそこからいかなる法的要求が発生し得るのかを注意深く観察しなければならない。その前提のもとで、ここで私見を述べるならば、複雑に入り混じる秩序間の調整役を担うことは、法に期待される役割の一つであるかもしれない。ルーマンの言葉を借りれば、法は、他の社会規範と同様に自律的に再生産されるシステムであるが、一方で、国家が強制力を持って実効性を担保することが可能な唯一の規範でもある。もし上述したような秩序の多元性が望ましくない状態を生み出しているのであれば、法に対する期待はなお大きいと言えるだろう。さらに、法がそのような役割を果たすことで、急速に変化する社会に柔軟に対応し得る水平的なガバナンスシステムを構築できる可能性もあるかもしれない。

4. むすびに

今後はデジタル技術のさらなる進展と社会の複雑化により、法と他の秩序メカニズムとの相対化は一層進むだろう。こうした状況下で、法律家が「法」を絶対的かつ自明のものとして無自覚に前提とするのではなく、その意義や役割を根底から問い直し、それを体系的に再構築する作業の重要性はますます高まるものと考えられる。この作業はまた、法システムを持続可能なものとするための不可欠な道筋であるとも言えよう。

その意味で、分野を超えた法学者、さらには非法学分野の専門家が集結し、領域横断的な議論が展開された共同調査研究「デジタル・アーキテクチャと法」は、現代の法学にとって重要な取り組みであったと考えられる。現状では、普段の研究活動における異分野間での相互交流は限定的であり、筆者自身もそうだが、法の周辺で営まれている多様な規範や技術の動態を見落としてしまうことが少なくない。法学が真の意味で法の役割に向き合おうとするならば、異なる価値観や視座を持つ他者との対話を積極的に進めることが不可欠の要素となるだろう。法学が進化し続けるためには、この種の学際的・協働的アプローチを継続し、実践的視点と学問的知見を行き来する作業がより一層求められるのではないだろうか。本稿で示した検討が、そのような進展に向けた一助となれば幸いである。